

議案第 15 号

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市営住宅条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例

宇治市市営住宅条例（平成 9 年宇治市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項第 3 号中「当該」を削り、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第 2 項中「請求」を「規定による請求」に改め、同条第 3 項中「同項の」を「同項の規定による」に、「年 5 分の割合」を「法定利率」に改め、同条第 4 項中「同項の」を「同項の規定による」に改める。

第 3 6 条の見出しを「（使用の許可の取消し）」に改め、同条第 1 項第 3 号中「当該」を削り、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

第 4 3 条第 1 項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。